

# 違法な漁具・漁法に注意!!

道内では、残念なことに「さけの引っ掛け釣り」や「あさり、しじみのじょれんひき」など、法令で使用が認められていない漁具や漁法により違法に水産動植物を採捕する遊漁者が多く見受けられます。違法な漁具・漁法の使用はおやめ下さい!!

## ＜道内で見られる違法な漁具・漁法＞

ひっかけ釣り	
	河川内、漁港、海岸などにおいて、釣竿を「しゃくる」ようにして能動的に釣り針に水産動植物を引っかける行為 ※能動的とは…自分から他へはたらきかけること。 ※針の形状や大きさを問わず、釣り方により違法となる場合がありますのでご注意を！(左図釣り針の形状は一例です) 主な対象魚介類:さけ、からふとます

じょれん引き	
	漁港内の砂浜や水際付近などにおいて、じょれんで水底を引いて、金網内に入った砂や泥を水中でふるいに掛けて、あさりなどの貝類を探る行為 主な対象魚介類:あさり、ほっかい、しじみ

からめ採り(ポンポン、モップ)	
	漁港内の岸壁や防波堤、海岸の岩場付近において、棒の先に巻いたビニールテープを重ねた房をつけて、岸壁側面をこするように、ウニなどをからめ採る行為 ※漁具の素材は一例です。 主な対象魚介類:うに、かに、つぶ、なまこ

ホタテ釣り(ハンガー釣り)	
	漁港内や海岸において、釣り糸の先にハンガー型の仕掛けをつけて海底を引きずり、仕掛けを挟んだほたてがい等をつり上げる行為 主な対象魚介類:ほたてがい

ざる採り(つぶざる、かにざる)	
	漁港内の岸壁や防波堤、河川、湖沼等において、ロープの先に餌が入ったざるや折り畳み式かごを海中に投げ入れ、ざるやかごに入った貝等を探る行為 主な対象魚介類:つぶ、かに、うに、あいなめ

カニ網(こんぶがにからめ釣り)	
	漁港内の岸壁や防波堤、海浜地などにおいて、釣り竿に餌をつけた網を海中に投げ入れ、餌に集まり網にからまったかに等を採捕する行為 主な対象魚介類:かに

魚採りかご(パッタンかご、折り畳み式かご)	
	漁港内の岸壁や防波堤、河川、湖沼等において、ロープの先に餌が入ったざるや折り畳み式かごを海中に投げ入れ、ざるやかごに入った貝等を探る行為 主な対象魚介類:つぶ、かに、うに、あいなめ

潜水器(ボンベ採り)	
	磯場、海浜地、漁港内の防波堤などにおいて、潜水器を用いて海中に潜り、あわび、うに等を採捕する行為 主な対象魚介類:あわび、うに、なまこ、つぶ

たこ釣り(共同漁業権魚種の採捕)	
	船上、漁港内の岸壁や防波堤、海浜地などの共同漁業権の魚種にたこが含まれる区域においてたこを採捕する行為

素もぐり(共同漁業権魚種の徒手採捕)	
	磯場、海浜地、漁港内の防波堤など、共同漁業権魚種にあわび、うに等が含まれる区域において、素もぐりで採捕する行為

※ここでは、主な違反事例を紹介しています。詳しくは、p4～5「遊漁に関するルール」をご覧ください。